

下肢機能障害3級の2、3級の3、4級及び移動機能障害3級、4級の方を対象としました。

既に、身体障害者等用除外標章の交付を受けている下肢機能障害3級の2、3級の3、4級及び移動機能障害3級、4級の方のうち、平成22年7月31日まで有効な標章をお持ちの方は、有効期限までに更新手続きをしてください。

なお、更新手続きは、平成22年6月1日からの受付となります。

身体障害者等用除外標章交付対象者

対象となる方は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害	1級又は3級
		免疫機能障害	1級から3級までの各級
	（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 （東京都療育手帳）		1度又は2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）	
精神障害者 保健福祉手帳		1級 （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性疾患児手帳		（色素性乾皮症の認定を受けている方）	

赤字の部分は、平成21年2月1日から変更となった障害を表します。